**十日町市就業改善センター使用申込（申請）書**

十日町市長　様　　　　十日町市就業改善センター条例に基づき申し込みます。

令和　　年　　月　　日　団体名：

代表者（個人）名：

所在地（住所）：

連絡先：

|  |  |
| --- | --- |
| 利用期日 | 令和　　　　　年　　　　　　月　　　　　　　　　　　　日　（　　　）　 |
| 利用時間 | 午前 ・ 午後 　　　　時　　　　分　　～　　午前 ・ 午後 　　　　時　　　　分 |
| 集会名称 | 　 | 参集予定人員：　　　　　　　　人当日責任者名：（連絡先：　　　　　　　　　　　　　　） |
| 利用内容・目的 |  |
| 入場料 | 有 （　　　　　　円） ・ 無 | 販売行為 | 有 ・ 無 |
| **使用****施設**使用を希望する部屋名の□にチェック（☑）をつけてください。 | 施設名 | 使用料(円)／１時間 | 使用時間 | 使用料 |
| 昼間(9-18時) | 夜間(18-22時) |
| １階 | * 大集会室（和室）
 | ¥600 | ¥840 |  | 円 |
| □　技術研修室 | ¥360 | ¥480 |  | 円 |
| ２階 | □　講　　堂 | ¥960 | ¥1,200 |  | 円 |
| □　研修室 | ¥360 | ¥480 |  | 円 |
| □　小集会室（和室)  | ¥360 | ¥480 |  | 円 |
| □　調理実習室 | ¥600 | ¥840 |  | 円 |
| 使用料の減免 | 就業改善センター条例施行規則第9条該当有 （ 50％ ・ 100％ ） ・　無 | ※複数回利用時の月利用時間　計 | 使用料合計 | 円 |
| 減　免　額 | 円 |
| 使用料の割増 | 有（３００％）　・　無 | 　決定使用料 | 円 |
| 割増有決定使用料 | 円 |
| 予約簿記載日 | 　　月　　日 | 徴収簿記載日 | 月　　日 | 納付書発行 | 　　月　　日 |
| 備　考 | （使用物品や事前に連絡しておきたいことがあれば記入してください） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 館　長 | 副館長 | 係　員 | 受付日：　　　　年　　月　　日承認日：　　　　年　　月　　日承認番号：　　　　第　　　　　号 |
|  |  |  |

（2025.4　使用料改定）

裏面もご確認下さい

【利用にあたっての留意事項】　　　　　　　　　　　　（令和５年３月１３日～）

◎各部屋の利用定員数は以下の通りです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １階 大集会室 | ４５人 | １階 技術研修室 | ２２人 | ２階 講堂 | ６５人 |
| ２階 小集会室 | １８人 | ２階 調理実習室 | ２６人 | ２階 研修室 | ２４人 |

※なお、密にならない人数でのご利用をお願いします。

◎利用時間には、利用の準備及び原状回復に要する時間を含むものとします。

◎利用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなします。

◎利用者名簿の提出は不要としますが、利用責任者において利用時の利用者及び連絡先を必ず把握しておくようにしてください。

◎利用にあたっては、換気、終了時の清掃をしていただきます。

◎備品を使用する場合は、事前に係員にお申し出ください。

◎就業改善センターの備品・設備を破損した場合、使用者に原状回復・損失補償をして頂きます。

なお、その他詳細は事前に吉田公民館（電話752-2874）へお問い合わせください。

【減免対象等について】

◎十日町市就業改善センター条例施行規則　第９条により次のとおりとする

〈減免一覧表〉

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 減免率　（％） |
| 専ら催事に利用する場合 | 専ら練習等のために利用する場合 |
| 十日町市及び教育委員会 | 100 | 100 |
| 国及び地方公共団体 | 50 | 100 |
| 市内の青少年育成団体 | 100 | 100 |
| 市内の小学校及び中学校及び特別支援学校 | 100 | 100 |
| 市内の市立学校以外の学校 | 50 | 100 |
| 市内の児童福祉法に規定する保育所及び認定こども園 | 50 | 100 |
| 市内の社会教育関係団体 | 営利を目的としない公益的な事業 | 50 | 50 |
| 市内の社会福祉関係団体 | 50 | 100 |
| 市内の障がい者関係団体 | 50 | 100 |
| 市内の地域振興関係団体 | 50 | 100 |
| その他教育委員会が必要と認めた場合 | 必要と認めた率 |